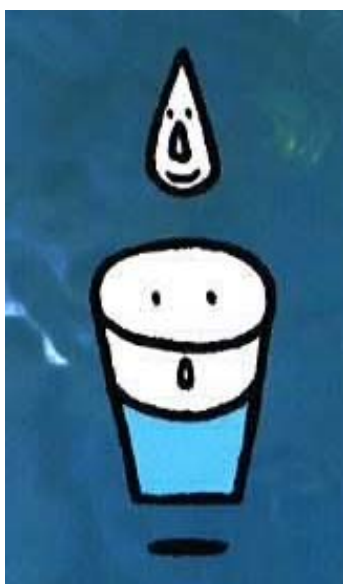


岡山市水道事業審議会

第17回資料



平成 16 年 8 月 2 日 (月) 13 時 30 分 ~

ほっとプラザ大供

岡 山 市 水 道 局

目 次

1 水道料金の改定	
1 料金の改定率	2
2 水道料金の改定	8
2 給水装置設計審査・検査手数料の改定	16
3 負担金制度の改正	17
4 お客様サービスの向上を目指して	18

別添資料

- 1 水道料金の算定要領
- 2 県下10市、中核市水道料金比較
- 3 アクア通信VOL.19

1 水道料金の改定

1 料金の改定率

(1) 料金算定期間

平成17年4月から平成21年3月までの4年間

(2) 財政計画

3ページ～7ページのとおり

(3) 改定率の算定

$$\text{改定率} = \frac{\text{総括原価} - \text{料金収入}}{\text{料金収入}} \times 100$$

総括原価：適正な営業費用に水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えたもの（水道料金算定要領による）

料金収入：現行料金での収入見込み額

$$\begin{aligned} \text{現行総括原価} &= \text{営業費用} + \text{資本費用} - \text{その他収入} \\ &= 50,263,875 + 6,028,410 - 3,971,241 \\ &= \underline{52,321,044 \text{ 千円} \dots} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{給水装置設計審査・検査手数料改定に伴う増収額} \\ &= \underline{47,940 \text{ 千円} \dots} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{給水装置設計審査・検査手数料改定後の総括原価} \\ - &= \underline{52,273,104 \text{ 千円}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均改定率} &= \left(\frac{52,273,104 - 47,729,036}{47,729,036} \right) \times 100 \\ &= \underline{9.5\%} \end{aligned}$$

(4) 実施時期

平成17年4月1日以降の検針分から

(2) 財政計画

「岡山市水道財政の見通し」における収益的収支に、水道料金算定要領に基づき資産維持費を算入

収益的収支

(単位 千円)

年 度	事 業 収 益		事 業 費 用	事 業 費 用 等			単 年 度 実 質 収 支 (A) - (B)	
	料 金 収 入	其 他 収 入		計 (A)	計 (B)			
					資 本 費 用	小 計		
			営 業 費 用	支 払 利 息	資 産 維 持 費			
17	11,924,092	1,000,693	12,924,785	12,527,428	1,392,246	213,115	1,605,361	1,208,004
18	11,924,092	993,255	12,917,347	12,528,081	1,325,561	213,115	1,538,676	1,149,410
19	11,956,760	990,367	12,947,127	12,583,786	1,259,816	213,115	1,472,931	1,109,590
20	11,924,092	986,926	12,911,018	12,624,580	1,198,327	213,115	1,411,442	1,125,004
17～20計	47,729,036	3,971,241	51,700,277	50,263,875	5,175,950	852,460	6,028,410	4,592,008

営業費用の内訳

(単位 千円)

年 度	営 業 費 用					
	給 与 費	修 繕 費	受 水 費	減 価 償 却 費	其 他 維 持 管 理 費	
					計	
17	2,980,483	1,605,360	1,639,544	4,246,180	2,055,861	12,527,428
18	2,970,191	1,607,785	1,639,544	4,336,621	1,973,940	12,528,081
19	2,961,291	1,614,023	1,644,035	4,392,856	1,971,581	12,583,786
20	2,919,020	1,618,641	1,639,544	4,469,887	1,977,488	12,624,580

収益的収支の内訳

ア 事業収益

財政の見通しの事業収益と同額

(ア) 料金収入

平成16年度当初予算と同額で計上

(イ) その他収入

配水管移設に伴う補償金及び受託工事収益など

イ 事業費用等

財政の見通しの事業費用に資産維持費を算入したもの

(ア) 営業費用

財政の見通しの事業費用から支払利息を控除したもの

給与費

給料、手当等、法定福利費、報酬及び退職給与金について、平成16年度当初予算を基礎に計上

修繕費

鉛製給水管取替工事、給・配水管の移設工事、漏水修繕工事及び浄水施設の維持修繕工事費用など

受水費

岡山県広域水道企業団からの受水計画分を計上

減価償却費

地方公営企業法の法定耐用年数に基づき、定額法により計上

その他維持管理費

検針・滞納整理業務などの委託料、機器等の賃借料、機械装置などの運転に必要な電力料等の動力費、原水の浄水処理、浄水の滅菌などに要する薬品費など

(イ) 資本費用

支払利息及び資産維持費の合計額

支払利息

借入済みの企業債及び今後借入予定の企業債の利息

資産維持費

資産維持費とは、事業の施設実体を維持するために、施設の拡充、改良及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額

資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率

対象資産 = 償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高

資産維持率 = 平均的な自己資本構成比率 × 繰入率 (%)

- ・ 平均的な自己資本構成比率は 50% とし、料金の激変緩和などのために暫定的な値をとることができる。
- ・ 繰入率 (%) は、政府引き受け企業債利率の直近 5 か年平均の率を基準とする。

(参考)

「岡山市水道財政の見通し」における資本的収支を再掲したもの

資本的収支

(単位 千円)

年 度	資 本 的 収 入			資 本 的 支 出			資本的収支 不 足 額	
	企業債	負担金	その他収入	計	建設改良費	企業償還金		計
17	1,300,000	1,524,348	84,395	2,908,743	5,663,544	1,794,437	7,457,981	4,549,238
18	1,300,000	1,472,858	54,619	2,827,477	5,672,849	1,874,665	7,547,514	4,720,037
19	1,300,000	1,403,648	53,716	2,757,364	5,637,101	1,857,592	7,494,693	4,737,329
20	1,300,000	1,351,878	53,119	2,704,997	5,748,163	1,835,921	7,584,084	4,879,087
17～20計	5,200,000	5,752,732	245,849	11,198,581	22,721,657	7,362,615	30,084,272	18,885,691

* 資本的収支不足額は、損益勘定留保資金等で補てんすることとする。

建設改良費の内訳

(単位 千円)

年 度	建 設 改 良 費				計
	基幹施設整備費	配水管整備費	管路近代化費	諸施設整備費	
17	1,993,000	2,822,844	310,000	537,700	5,663,544
18	2,003,000	2,826,949	310,000	532,900	5,672,849
19	2,008,000	2,821,001	310,000	498,100	5,637,101
20	2,004,000	2,818,163	310,000	616,000	5,748,163

資本的収支の内訳

ア 資本的収入

企業債

基幹施設整備事業及び管路近代化事業の財源として計上

負担金

配水管整備事業の財源として計上

その他収入

基幹施設整備事業、管路近代化事業及び諸施設整備事業に対する国庫補助金など

イ 資本的支出

建設改良費

基幹施設整備費ほかの事業費について、それぞれの事業計画に基づき計上

企業債償還金

借入済みの企業債及び今後借入予定の企業債の元金償還金

ウ 資本的収支不足額

減価償却費などの損益勘定留保資金等で補てん

2 水道料金の改定

(1) 料金体系等の考え方

口径別料金体系を継続する。

水道料金は、使用水量に関係のない基本料金と使用水量に応じた給水料金（従量料金）の二部料金制とし、かつ給水料金では多く使用すればするほど単価の高くなる**逦増制**を引き続き採用する。

節水へのインセンティブを促し、使用した水量に応じた負担でわかりやすい料金とするため、25mm以下の**基本水量制**（1か月8m³）を廃止する。

1か月10m³以下の使用者に対しては、**激変緩和の措置**として給水料金を低額に抑える。

大口需要の減退と小口使用者の増加という需要構造の変化に鑑み、使用者間の負担の公平性を高めるため、**逦増度の緩和と段階区分の見直し**を図る。

一般家庭用の中心になっている口径13mm及び20mmの料金については、生活用水への配慮から、**原価より低い料金設定**を行う。

口径13mmの基本料金は据え置く。

見積料金を廃止する。

(2) 基本料金と給水料金

ア 口径別基本料金

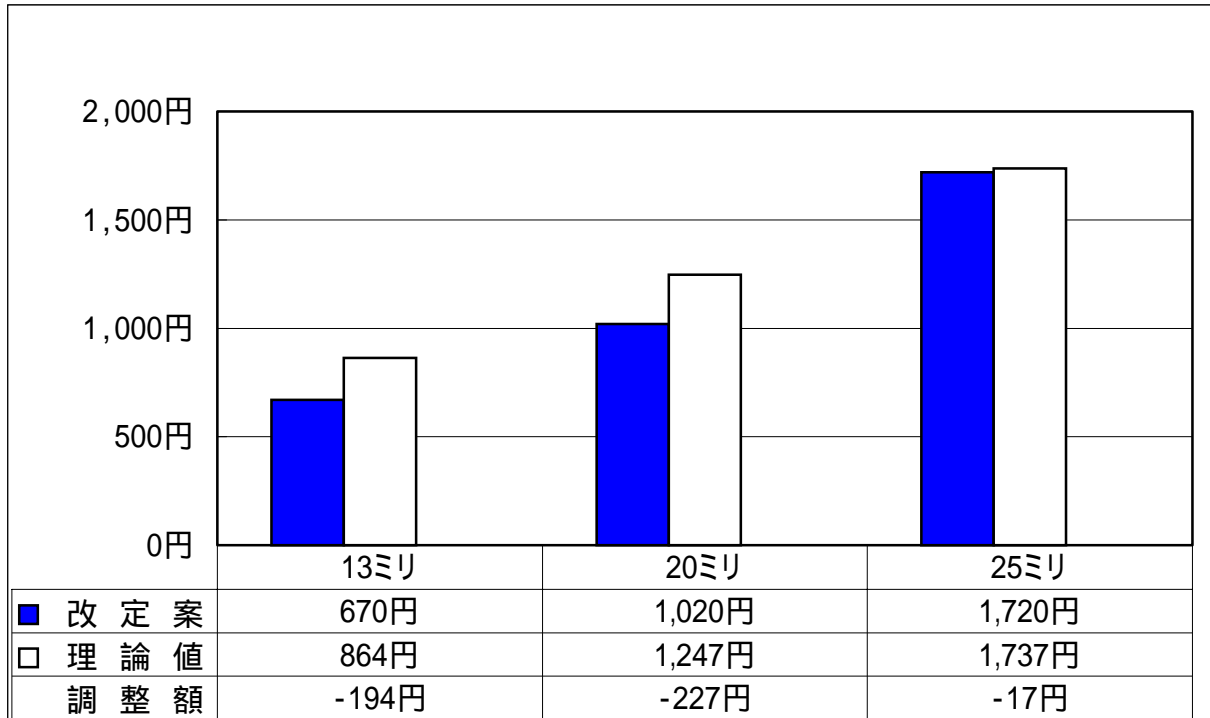
財政計画に基づく理論値は次表のとおり。

（単位：円・税抜）

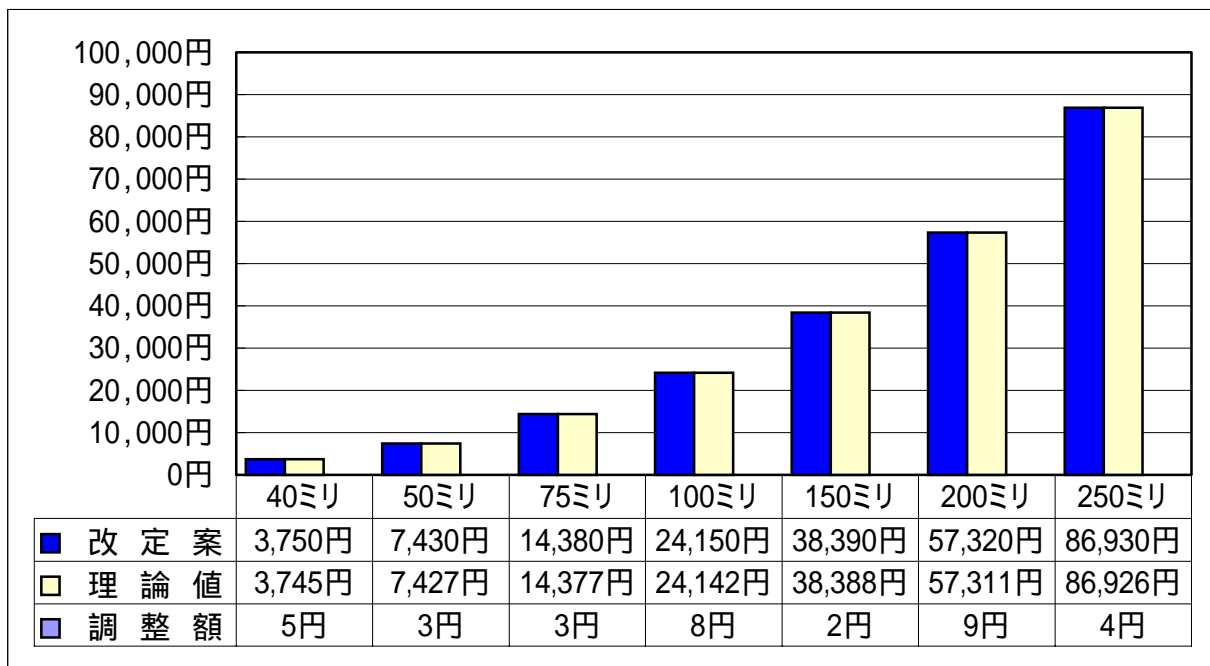
	13ミリ	20ミリ	25ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ	100ミリ	150ミリ	200ミリ	250ミリ
現行料金	670	980	1,600	3,260	6,540	12,720	21,220	34,080	50,100	75,310
改定案	670	1,020	1,720	3,750	7,430	14,380	24,150	38,390	57,320	86,930
理論値	864	1,247	1,737	3,745	7,427	14,377	24,142	38,388	57,311	86,926
調整額	-194	-227	-17	5	3	3	8	2	9	4
改定率	0.0%	4.1%	7.5%	15.0%	13.6%	13.1%	13.8%	12.6%	14.4%	15.4%

基本料金の理論値と改定案の比較

25ミリ以下



40ミリ以上



イ 給水料金（一般）

【基本的な考え方】

現行の段階区分と使用実態を踏まえ、わかりやすい段階区分に再編した。

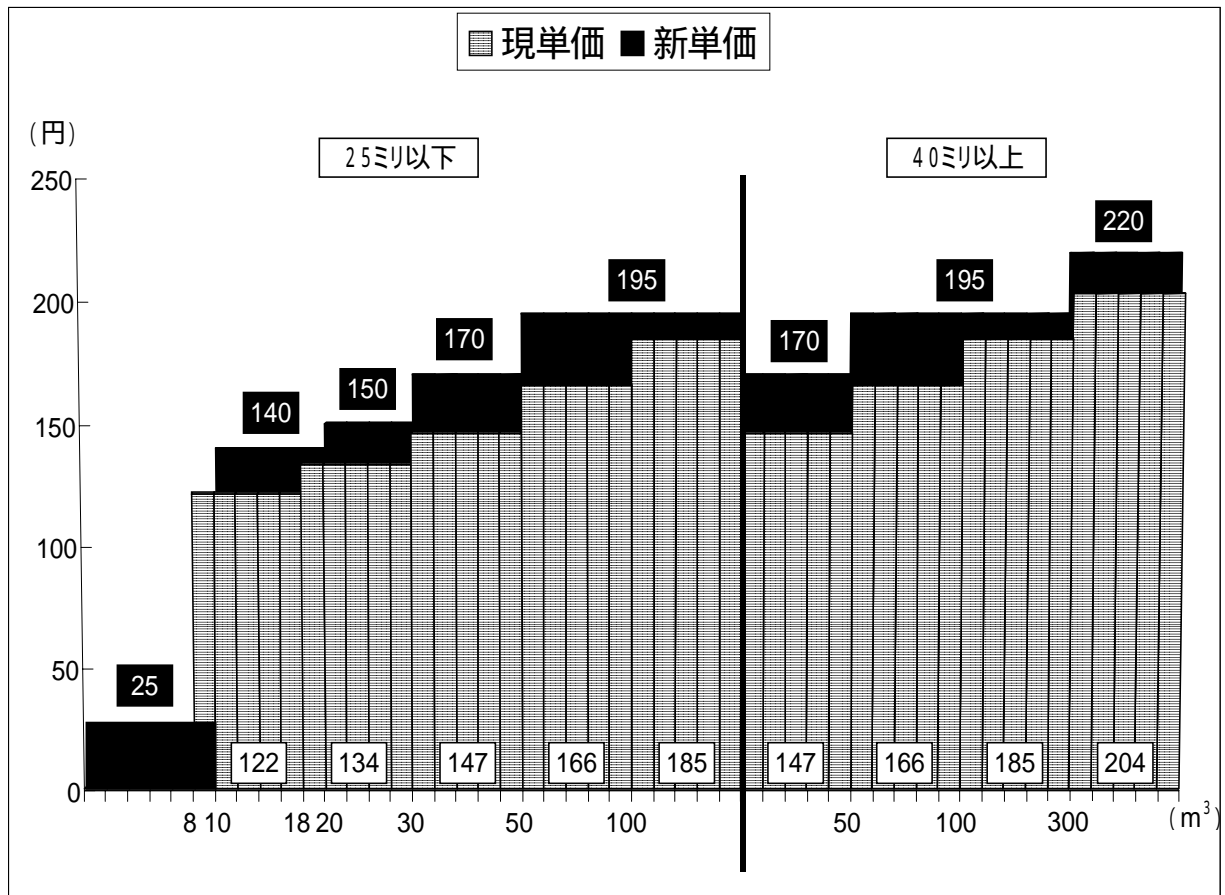
25ミリ以下 10 m³まで、11～20 m³、21～30 m³、
31～50 m³、51 m³以上の5段階

40ミリ以上 50 m³まで、51～300 m³、301 m³以上の
3段階

生活用水への配慮から10～30 m³の改定率を平均改定率以下に抑える。

逓増度を現行の1.67以下になるように段階の単価改定を行う。

段階別単価の概念図（A案）



【A案の特徴】

口径25ミリ以下における、 10 m^3 までの単価を25円にする。

現行基本水量である 8 m^3 の改定率を30%以下にする。

口径25ミリ以下の逓増度は1.39、40ミリ以上は1.29、全体でも1.57の逓増度となっている。

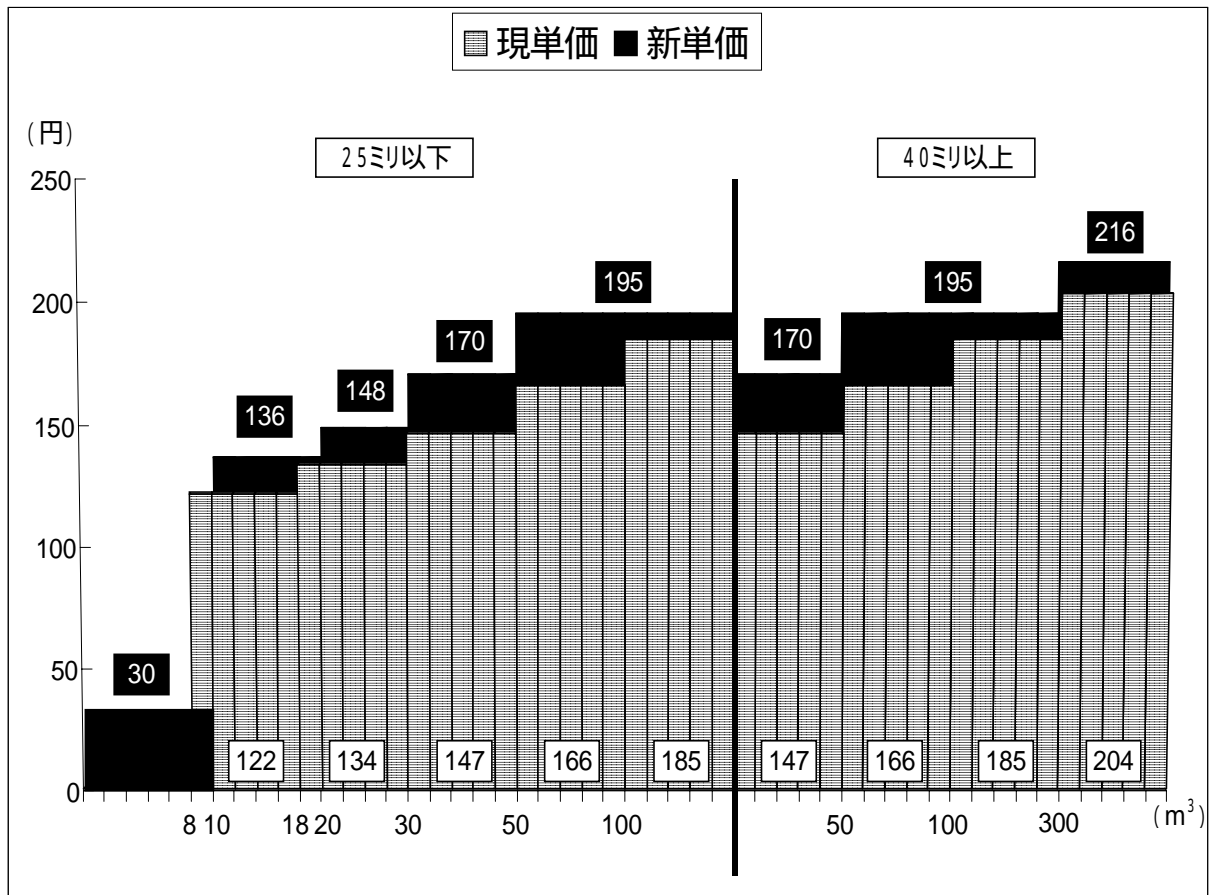
（現行より0.1ポイントの緩和）

生活用の平均使用水量である 20 m^3 の改定率は、口径13ミリで7.55%、口径20ミリで8.18%となる。

40ミリ以上においては、 301 m^3 以上の場合A案の方が、やや改定率が高い。

（単価が220円と216円の差）

段階別単価の概念図（B案）



【B案の特徴】

口径25ミリ以下における、 10 m^3 までの単価を30円にする。
 現行基本水量である 8 m^3 で、口径13ミリの改定率が30%を超える。

(7 m^3 で31.44%、 8 m^3 で35.85%)

口径25ミリ以下の逓増度は1.43、口径40ミリ以上は1.27、
 全体では1.58の逓増度となっている。

生活用の平均使用水量である 20 m^3 の改定率は、口径13ミリで
 7.99%、口径20ミリで8.61%となり、A案よりやや高い。

水道料金の例（基本料金 + 給水料金）

13ミリ

(単位:円・税込)

水量 (m ³)	現行	A 案			B 案		
		改定案	引上額	改定率	改定案	引上額	改定率
0	703	703	0	0.00%	703	0	0.00%
1	703	729	26	3.70%	735	32	4.55%
2	703	756	53	7.54%	766	63	8.96%
3	703	782	79	11.24%	798	95	13.51%
4	703	808	105	14.94%	829	126	17.92%
5	703	834	131	18.63%	861	158	22.48%
6	703	861	158	22.48%	892	189	26.88%
7	703	887	184	26.17%	924	221	31.44%
8	703	913	210	29.87%	955	252	35.85%
9	831	939	108	13.00%	987	156	18.77%
10	959	966	7	0.73%	1,018	59	6.15%
20	2,265	2,436	171	7.55%	2,446	181	7.99%
30	3,672	4,011	339	9.23%	4,000	328	8.93%
40	5,216	5,796	580	11.12%	5,785	569	10.91%
50	6,759	7,581	822	12.16%	7,570	811	12.00%
100	15,474	17,818	2,344	15.15%	17,808	2,334	15.08%
200	34,899	38,293	3,394	9.73%	38,283	3,384	9.70%

20ミリ

(単位:円・税込)

水量 (m ³)	現行	A 案			B 案		
		改定案	引上額	改定率	改定案	引上額	改定率
0	1,029	1,071	42	4.08%	1,071	42	4.08%
1	1,029	1,097	68	6.61%	1,102	73	7.09%
2	1,029	1,123	94	9.14%	1,134	105	10.20%
3	1,029	1,149	120	11.66%	1,165	136	13.22%
4	1,029	1,176	147	14.29%	1,197	168	16.33%
5	1,029	1,202	173	16.81%	1,228	199	19.34%
6	1,029	1,228	199	19.34%	1,260	231	22.45%
7	1,029	1,254	225	21.87%	1,291	262	25.46%
8	1,029	1,281	252	24.49%	1,323	294	28.57%
9	1,157	1,307	150	12.96%	1,354	197	17.03%
10	1,285	1,333	48	3.74%	1,386	101	7.86%
20	2,591	2,803	212	8.18%	2,814	223	8.61%
30	3,998	4,378	380	9.50%	4,368	370	9.25%
40	5,541	6,163	622	11.23%	6,153	612	11.04%
50	7,085	7,948	863	12.18%	7,938	853	12.04%
100	15,800	18,186	2,386	15.10%	18,175	2,375	15.03%
200	35,225	38,661	3,436	9.75%	38,650	3,425	9.72%

40ミリ

水量	現行	A 案			B 案		
		改定案	引上額	改定率	改定案	引上額	改定率
0	3,423	3,937	514	15.02%	3,937	514	15.02%
10	4,966	5,722	756	15.22%	5,722	756	15.22%
20	6,510	7,507	997	15.31%	7,507	997	15.31%
30	8,053	9,292	1,239	15.39%	9,292	1,239	15.39%
40	9,597	11,077	1,480	15.42%	11,077	1,480	15.42%
50	11,140	12,862	1,722	15.46%	12,862	1,722	15.46%
100	19,855	23,100	3,245	16.34%	23,100	3,245	16.34%
200	39,280	43,575	4,295	10.93%	43,575	4,295	10.93%
500	101,545	110,250	8,705	8.57%	109,410	7,865	7.75%
1000	208,645	225,750	17,105	8.20%	222,810	14,165	6.79%

ウ 給水料金（公衆浴場）

使用実態から段階を次表のとおりとする。

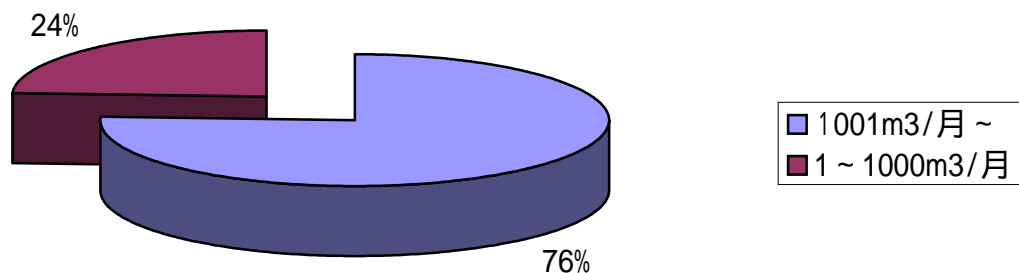
（税抜）

水 量	1 ~ 1,000 m ³	1,001 m ³ ~
現 単 価	57円	57円
新 単 価	62円	93円
改 定 率	8.77%	63.16%

公衆浴場用水量の分布

（平成14年度）

31戸の総使用水量



3戸の総使用水量

2 給水装置設計審査・検査手数料の改定

1 給水装置設計審査・検査手数料の概要

給水装置設計審査・検査手数料とは、給水装置工事の申込みをされたお客様に対し、本市における給水装置工事施行基準に適合しているかどうかを審査し、また、当該給水工事の完工の際に条件どおりの施工ができていないかの検査を行う手数料である。

2 改定理由

現行の手数料は平成9年4月に改定したものであるが、その後マンションやアパートでの直圧給水や増圧給水の建物の普及、口径20mmでの給水申込みの増加など、需要構造の変化が給水工事の面でも表れてきており、そのための事前の協議を含めた審査・検査業務に要する時間が増加しており、実態にそぐわなくなっているため。

3 改定案

口 径	現 行	改 定 案
20mm以下	3,000円	5,000円
25mm	4,500円	
40mmから50mm	9,000円	15,000円
75mm	20,000円	30,000円
100mm以上	38,000円	45,000円

平均改定率 60.1%

4 実施時期

平成17年4月1日

5 改定による増収見込み

- (1) 受付見込み件数 5,700件/年
- (2) 増収見込み額 11,985千円/年
(4年間 47,940千円)

3 負担金制度の改正

1 改正理由

昭和52年に「分岐負担金」及び「配水管布設負担金」として制度化して以来、時代の変化に呼応して幾多の運用をしてきた。

しかし、高普及時代にあって建設投資もこれまでのお客様の増加に対応する施設の拡張から、施設の機能更新や強化に重点が置かれる維持管理の時代になり、施設の拡張が続いた時期に制度化された現行制度は時代にそぐわなくなってきた。

そこで、現行制度を簡素でわかりやすい制度に改めるものである。

2 要点（主な変更点）

「分岐負担金」の名称を「加入負担金」に改め、金額はメーター口径による。

「配水管布設負担金」は廃止する。

「官公署」と「官公署以外」の区分を廃止する。

配水管の新設又は改良を要する場合は、「工事負担金」として、従来どおり工事費の一部をご負担いただく。

3 負担金の改定

(単位:円)

口径		13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
現行	分岐負担金	55,000	110,000	220,000	825,000	1,650,000	4,400,000	8,800,000	24,750,000
	配水管布設負担金	55,000	110,000	220,000	1,100,000	1,925,000	5,500,000	11,550,000	34,100,000
	計	110,000 (55,000)	220,000 (110,000)	440,000 (220,000)	1,925,000	3,575,000	9,900,000	20,350,000	58,850,000
新	加入負担金	110,000	220,000	440,000	1,650,000	3,300,000	8,800,000	17,600,000	49,500,000

現行は 官公署以外の額 ()内は 配水管布設負担金が不要の場合

4 実施時期

平成17年4月1日

4 お客様サービスの向上を目指して

これまでに、お客様の視点からお客様の利便性の向上に向けて、インターネットを活用した開閉栓の受付や共同住宅の各戸検針・各戸徴収などのサービスを開始した。また、貯水槽水道の管理向上の観点から貯水槽水道の点検サービスも開始し、鉛製給水管の解消事業にも取り組んでいる。

今後もお客様サービスの向上を図るため、この財政計画算定期間中の実施に向けて、引越しなど途中から水道を使用したり、止めたりした場合の日割りの料金計算、口径40ミリ以上のお客様を対象にした毎月の検針と徴収の開始などを検討する。

また、地震など災害時においても飲料水や生活水の確保に向け、耐震管の布設等のハード面の整備のほか、対策マニュアルの策定、災害対策用備品の整備等ソフト面での整備も行っているが、さらには、人口密集地区に避難場所として拠点給水設備となる耐震性の貯水槽を設置することとしている。

引き続き、ホームページの充実など積極的な広報活動に努め、情報公開を進めるとともに、お客様のニーズの把握に努め、満足を高める施策を検討していく。

水道局では、浄水場を除く事務所でISO14001を取得しているが、水道事業も地球環境に負荷を与えている事業の一つでもあることから、これからも率先して健全な水環境の構築を図るため、水道事業として取組める施策、例えば浄水汚泥の有効利用の検討などに継続的に取り組んでいく。